

第 449 回 群馬地方最低賃金審議会

H P 公 開 用 資 料

- ・ 群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出

群馬県労働組合会議

- ・ 2022 年度群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出

群馬県自治体一般労働組合

- ・ 2022 年度群馬県最低賃金の改正決定に関する異議申出書

生協労連コープネットグループ労働組合

- ・ 2022 年度群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出

全労連・全国一般 群馬労働組合

- ・ 2022 年度群馬県最低賃金の改正決定に対する異議申出

群馬県医療労働組合連合会

- ・ 群馬県の最低賃金をただちに 1,000 円以上に引き上げ、1,500 円をめざすこと、
全国一律最低賃金制度の創設と、実効ある中小企業支援策を求める要請書

205 筆

群馬県労働組合会議

※ 「第 449 回 群馬地方最低賃金審議会資料」は全ての資料を HP に公開しております。

群馬労働局長
加藤 博人 様



2022年8月24日

群馬県労働組合会議
議長 XXXXXXXXXX

群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出

労働者の生活と労働条件の向上のためご尽力いただいていることに敬意を表します。

8月12日、群馬地方最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について時間額を30円引き上げ895円とする答申を行いました。

私たちは、以下の趣旨により、今回の最低賃金の改正決定について異議を申し出て、改めて審議し、時間額を1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすことを求めます。

1. 今回の審議の経過については、専門部会で「全会一致」となったことから、8月12日の審議会においては詳細な報告が行われませんでした。したがって、どのように議論が尽くされたのかは現時点ではわかりませんが、この結論には大きく2つの問題があると考えられます。

第1に、この間の物価高騰に追いつかない数字だということです。2022年7月19日の総務省の発表によれば、消費者物価指数は11カ月連続の上昇で、2%を超えるのは4カ月連続です。この状況の中で30円の引き上げでは、現在の生計を維持することすら否定されてしまうのではないのでしょうか。

第2に、地域間格差がさらに拡大するということです。Bランクの茨城県は、31円の目安に1円プラスして32円の引き上げとしました。同じくBランクの栃木県は目安通りの31円の引き上げですが、このことにより栃木県とは1円、茨城県とは2円の格差がさらに加わることとなってしまいます。この結果、群馬は相変わらず関東最低であり、関東で唯一の最低賃金が800円台の県となってしまいます。現在でも隣接県への労働力人口の流出が懸念されていますが、それが加速することになるのは必定です。

関東地方で1番低い最低賃金額の群馬県から首都圏等への労働力人口の流出は、県内企業にとっても大きな損失となっているのではないのでしょうか。コロナ感染拡大防止の観点からも、人口の東京などへの一極集中の是正が重要になっており、最低賃金の地域間格差の解消はいつそう喫緊の課題です。2022年度の改定では、22道県が1～3円の目安への上乗せに踏み切っています。

群馬県で12か月働いて得られる年収を、東京都では10か月、埼玉県では11か月働けば上回ってしまうほどに拡大している最低賃金の格差を縮小させることを強く求めます。そして、格差解消の最善の方法である全国一律最低賃金制度について検討し、実現することを求めます。

2. 群馬県労働組合会議は、6月21日付「要請書」に添付した「最低生計費試算調査・総括表」で、自立して最低限度の生活をするには、全国どこでも月額23万円程度、時間額1,500円程度が必要であることを示し、生計費にもとづく審議を強く求めてきました。しかし、残念ながら、今回も労働者の生計費を正面にすえた審議は行われませんでした。

895円の改定では1,500円のわずか59.6%に過ぎず、「労働力の質的向上」はおろか、「労働者の生活の安定」に資することもできません。ただちに1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすことを求めます。

3. コロナ禍にあっても大企業は利益を確保し、内部留保を積み上げています。経済が困難な時期にこそ大企業に社会的責任を果たしてもらうことが求められています。そして、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」や「下請代金支払遅延等防止法」、「下請中小企業振興法」を積極的に運用することや法改正による強化を図り、中小企業が適正価格による公正取引を確立できるようにすることこそ重要なのではないのでしょうか。使用者のみなさんには、力を合わせて、国と大企業に必要な施策・対策を求める声を大きく上げていただくよう要望するものです。

コロナ禍にあっても、内需拡大と地域経済活性化につながる最低賃金の大幅引き上げができるように、最低賃金の引き上げを直接の目的とする助成金の拡充や、社会保険料の減免を実施するなどの中小企業支援策の抜本的強化、中小企業が適正価格による公正取引を確立できるようにする法整備を行うことを求めます。

以上



2022年8月24日

群馬労働局長
加藤博人様

群馬県自治体一般労働組合
執行委員長 [REDACTED]
(住所) 群馬県前橋市本町3-9-10

2022年度群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出

労働者の生活と労働条件の向上のためにご尽力戴いていることに敬意を表します。

8月12日、群馬地方最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について全会一致で時間額を30円引き上げて895円とする答申が行われました。

中央審議会は「都道府県ごとのランク付けABは31円、CDは30円」と格差を付けての目安であり、地域間格差はさらに拡大するとともに物価上昇が続くなかで3%引上げでは生活改善につながらない異議ある答申でした。

私たちが提出した「群馬県の最低賃金をただちに1,000円以上に引き上げ、地域間格差解消、実効ある中小企業支援策を求める」要請書の趣旨でも、ただちに1,000円には-105円と違いものであり、最低生計費調査結果の時給1,500円はいつ実現するのでしょうか。

コロナ禍で生活困難に強いられているのは、非正規雇用労働者など最低賃金近傍で働く労働者です。感染拡大を防ぐため活躍しているエッセンシャル・ワークの多くを支えているのは低賃金・不安定雇用の非正規雇用労働者です。これらの人たちと日本経済を守るためには大幅に最低賃金を引き上げることが必要です。

意見書や陳述で現行では「8時間働けば生活できる賃金・ダブルワークせずに暮らせる賃金」とならず最低賃金引き上げの重要性及び全労連の最低生計費調査の結果で時間額1,500円は必要であり、最低賃金はただちに1,000円以上の引き上げは不可欠であると訴えてきました。

コロナ禍だから賃金を抑制するのではなく、大幅に引き上げることがコロナ禍収束後の景気回復に必要な条件となります。また、地方の中小・零細企業を元気にすることが地域経済の回復につながります。

最低賃金引き上げと併せて、地域経済の主役である中小企業・小規模事業者に最低賃金引き上げの特別な財政措置と支援策を講じるのは政府の責任です。国や県に改善策を強く要請してください。

群馬の最低賃金は今年の答申による30円引き上げでさらに格差が拡大しました。関東最下位の最低賃金を大幅に引き上げて近隣との格差をなくすと共に、どこで働いても同じ最低賃金が保障される全国一律最低賃金制度が求められています。

群馬県最低賃金、時間額895円の改定決定に異議を申し出ます。

以下の理由を述べ、最低賃金の抜本的な引き上げを求めます。

1、今回の最低賃金の引き上げですが、最低生計費調査結果からすれば、まったく不十分であり、今

すぐに時間給1,000円以上、そして、時間給1,500円の引上げを求めます。

2、地方審議会は中央の目安どおりで上積みの努力を行わず地域間格差はさらに拡大する状況となつてしまい、群馬県が関東6都県では最低のままのため、全国一律最低賃金制度を強く求めます。

3、最低賃金の引き上げはコロナ禍で地域経済への波及効果が大きく、疲弊する地域経済の活性化につながります。特に、中小企業・小規模事業者への支援の抜本的強化と最低賃金の引き上げによる支援対策を求めます。

以上

群馬労働局長
加藤 博人 様



2022年8月22日

生協労連コープネットグループ労働組合

中央執行委員長 XXXXXXXXXX

2022年度群馬県最低賃金の改定決定に関する異議申出書

令和4年8月12日に示された群馬県最低賃金改正決定(答申)について、同年7月14日付で提出した意見書と同年8月5日付で提出した要請書で示した考えに基づき、答申額は今日最低賃金に求められる水準に比して低額であることについて、次のように異議を申し出ます。

群馬県最低賃金審議会は2022年度の最低賃金の改定決定について、時間額を30円引き上げて895円とする答申を行いました。この間、消費者物価の基礎的支出項目は4.4%上昇しています。今年の最低賃金の引き上げ額を、群馬県最低賃金改正決定(答申)通りで決定とした場合、群馬県の最低賃金は全国平均より66円低く、近隣北関東3県と比較しても茨城県と16円、栃木県と18円の差があります。Aランクの東京との格差は、177円と更に広がります。

これではこの間の物価上昇による生計費の支出増を補える改定額ではありませんし、地域間格差も縮まりません。低すぎる日本の賃金では、憲法25条が保障している「健康で文化的な最低限度の生活」ができない世帯がたくさんあります。今回(答申)された額では、こうした世帯の生活がさらに厳しくなってしまいます。

中央最低賃金審議会小委員会報告労働者側見解では、経済・社会の活力源となる「人への投資」が必要であり、その重要な要素の1つが最低賃金の引き上げに他ならないとされています。現在の最低賃金の水準では、年間2,000時間働いたとしても年収200万程度と、いわゆるワーキングプア水準にとどまり、国際的にみても低位であることが、記載されています。

最低賃金の上げ幅としては、過去最大になったものの、相次ぐ物価高騰に到底及ぶものではありません。労働組合から提出した「意見書」に述べられている生活実態の改善にはつながりません。一刻も早く1日8時間の労働で暮らせる時間給1,500円に引き上げることをお願いします。また、時間給1,500円を実現するには、国に中小企業支援の強化を求めていくことも必要です。最低賃金の引き上げ額は、最低賃金に張り付いている非正規労働者、賃金格差にさらされている女性労働者、コロナ感染の中働いている労働者の現実を審議に反映し、中央最賃目安額にとらわれることなく群馬県の改定額の再考をお願いします。

以上

2022年8月23日

群馬労働局
局長 加藤博人様



全労連・全国一般 群馬労働組合
執行委員長

2022年度群馬県最低賃金の 改正決定についての異議申出

去る8月12日、群馬地方最低賃金審議会は最低賃金の改正決定について時間額を30円引き上げて895円とする答申を行った。今回の引き上げ額は過去最大の引き上げ額であり、そのこと自体は評価しつつも下記の事由により今回の群馬県最低賃金1時間895円の改定に異議申出を行う。

言己

1. 生活改善にはほど遠い改正決定。

上毛新聞(2022.8.3付)に次のような記事が掲載されていた。

『時給850円で働く前橋市のパート女性(40歳)は、引き上げを歓迎しつつ「まだまだ低き過ぎる。もっと大幅に引き上げて欲しい」と訴える。3月末に本県に引っ越した。以前は、東京都港区で働き、時給は1,300円だった。……(後略)』

全く同感である。どこで働こうが、同じ賃金を支給される全国一律最低賃金制度の実現を切望するものである。

今回の改定を実施したとしても生活改善にはほど遠いものだと断言せざるを得ない。改定額895円で8時間/日、21日/月働いたとしても月額収入総額は150,360円であり、現行の最賃額比較で、月額で約5,000円、年収で約60,000円の改善にしかない。到底生活改善にはなり得ない。当組合の上部組織の実施している「最低生計費調査」でも月額23~24万円は必要であることは明らかで10万円ほど最低生計費調査額に及ばない。時給ベースで1,500円に到達するためのロードマップを労働局として示すべきである。

2. 地域間格差が拡大された改正決定。

① 関東ブロックで唯一800円台

自治体名	現行額	改定額	改定差額	群馬との差
東京都	1,041	1,072	31	177
神奈川県	1,040	1,071	31	176
千葉県	953	984	31	89
埼玉県	956	987	31	92
茨城県	879	910	31	15
栃木県	882	913	31	18
群馬県	865	895	30	—

※最低賃金中央審議会が示した「目安」で引き上げ額を確定したと仮定
今回の改定が答申（目安）通り実施されたと仮定すると群馬県だけが8
00円台にとどまり、周辺都県との格差が拡大する。

② 人口流出が加速される懸念

最賃の地域間格差拡大により、さらに人口流出が加速されることが懸念
される。

③ 矛盾広がる。

いわゆる先進国では、全国一律最低賃金を実施している。何故、日本は
旧態依然として地域別最賃を実施しているのか理解できない。全国展開し
ているコンビニチェーン店は、各都道府県の最低賃金を指針として非正規
雇用者の賃金を決定している。同じ仕事をしていて賃金に格差を持ち込む
ことは「同一労働、同一賃金」とした政府の方針にも反し、容認できない
改定である。

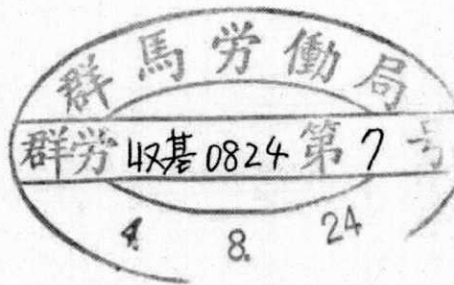
3. 人間らしく働き、生きられる最低賃金の確立を。

関東最下位群馬県(895円)とトップの東京都(1,072円)との差は177円
で、現行より格差額が拡大した。隣接する埼玉県(987円)とは92円で、現
行の格差と1円たりとも是正されていない。栃木県(913円)とも同様である
(18円)。これは東京都で10ヶ月、埼玉で11ヶ月働けば群馬の年収を
確保できる計算になる。同一労働・同一賃金という原則に照らし合わせれば、
大変な矛盾・ねじれが生じることになる。こんな状態を放置していてよいの
か甚だ疑問である。「全国一律最低賃金制度」を優先課題に据えて議論し、
全国一律最賃が一刻も早く実現し、人間らしく働き・生活できるよう議論す
ることを望む。

以上

2022年8月24日

群馬労働局長
加藤 博人 様



群馬県医療労働組合連合会
執行委員長 [REDACTED]
群馬県前橋市本町3-9 [REDACTED]
群馬県労働センター 3階
TEL 072-224-4263

2022年度群馬県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月12日、群馬地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を30円引き上げ、895円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要と訴えてきましたが、答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはなりません。極めて遺憾であり今回の答申に対し、異議を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の関東地域において最下位となった群馬県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。群馬県の最低賃金額は、この結果にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京都最低賃金1,072円と本県との差は177円におよびます。本件は、埼玉県と37円差、栃木県と23円差、茨城県と16円差とその差は広がる一方です。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

群馬県の最低賃金をただちに 1,000 円以上に引き上げ、
1,500 円をめざすこと、全国一律最低賃金制度の創設と、
実効ある中小企業支援策を求める要請書

2022年8月24日

群馬労働局局長 殿

群馬地方最低賃金審議会会長 殿

厚生労働大臣 殿

中央最低賃金審議会会長 殿



今回提出 205筆
前回までに提出 2,502筆
計 2,707筆

群馬県労働組合会議

群馬県前橋市本町3-9-10